

## 平成22年度第1回三重県公共事業評価審査委員会議事録

1 日 時 平成22年9月10日（金） 13時10分～16時42分

2 場 所 三重県勤労者福祉会館 6階研修室

3 出席者

(1) 委 員

葛葉泰久委員長、大森達也副委員長、芝崎裕也委員、鈴木宏委員  
南部美智代委員、森下光子委員

(2) 三重県

(公共事業総合推進本部副本部長) 北川 県土整備部長  
(県土整備部) 奥野 住まいまちづくり分野総括室長  
井浦 都市政策室長 他  
立花 下水道室長 他  
吉田 河川・砂防室長 他  
(鈴鹿建設事務所) 東 事業推進室長 他  
(中勢流域下水道事務所) 北田 事業推進室長 他  
(伊勢建設事務所) 渡辺 事業推進室長 他

事務局 土井 公共事業総合政策分野総括室長  
里 公共事業運営室長 他

4 議事内容

### (1) 三重県公共事業評価審査委員会開会

(公共事業運営室長)

では、委員長選出のための委員会を開催させていただきます。本日は委員10名のうち6名の方がご出席いただいておりますので、会議が成立していることを報告いたします。

さて、委員の皆様は、昨年度と変わっていませんが、委員10名中7名の方が2年間の任期を満了されましたので、改めて委員の委嘱をお願いしましたところ快くご承諾いただき再任させていただきました。どうぞよろしく申し上げます。

なお、委員長をお願いいただいてまいりました葛葉委員におかれましても、任期満了に伴う再任となっておりますので、改めて委員長の選出をいただきたいと思います。

つきましては、三重県公共事業評価審査委員会条例第5条において、委員長は委員の互

選によって定めるとなっておりますが、どういたしましょうか？

(委員)

立候補がなければ、引き続き葛葉委員にお願いしてはどうでしょうか

(委員)

異議なし

(公共事業運営室長)

葛葉委員いかがでしょうか。

(葛葉委員)

みなさんが良ければよろしくお願ひします。

(公共事業運営室長)

それでは今年度も引き続きよろしくお願ひします

次に、副委員長には、昨年まで大森委員が就任いただいております、任期中でもあり、引き続きお願ひするのが筋かと存じますが、いかがでしょうか。

(大森委員)

はい、わかりました、よろしくお願ひします

(公共事業運営室長)

それでは、今年度、委員長に葛葉委員、副委員長に大森委員がご就任いただき委員会の運営をお願ひいたしたいと思ひます。どうぞよろしくお願ひします。では、これで委員会を閉じさせていただきます。

(再開)

(公共事業運営室長)

それでは、始めさせていただきます。お待たせをいたしました。

ただ今から、平成22年度第1回三重県公共事業評価審査委員会を開催いたします。

本日の司会を務めます公共事業運営室長の里でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、事前の委員会におきまして、今年度の委員長を葛葉委員に、副委員長を大森委員にお願ひをすることになっておりますので、改めましてよろしくお願ひをいたします。

さて、本委員会は原則公開で運営することとなっております、傍聴も許可するというところで

よろしいでしょうか。委員の皆様。

(委員長)

委員の皆様、よろしいでしょうか。本日の審議は公開で行いまして、傍聴を許可することによってよろしいでしょうか。(出席委員同意)

はい、それでは許可いたします。

(公共事業運営室長)

傍聴の方、おみえになりましたら入室をお願いいたします。

本日の委員会につきましては、10名の委員中、6名の委員にご出席をいただきましたので、三重県公共事業評価審査委員会条例第6条第2項に基づき、本委員会が成立することをご報告をいたします。

それでは、開会にあたりまして、公共事業総合推進本部の副本部長であります県土整備部長の北川からごあいさつを申し上げます。

## (2) あいさつ

(県土整備部長)

県土整備部長の北川でございます。本日は今年度第1回目の三重県公共事業評価審査委員会でございます。委員の皆様方にはご出席ありがとうございます。

葛葉様には委員長、また大森様には副委員長をお引き受けいただきましてありがとうございます。今年度、また委員の皆様方、よろしくお願ひしたいと思います。

昨年度は再評価、事後評価合わせて15件審査いただきまして、貴重なご意見を賜りましたことを改めてお礼申し上げたいと思います。今年度は17件、昨年度より2件多ございますが、よろしくお願ひをしたいと思います。

最近の公共事業を取り巻く情勢としましては、6月に閣議決定されました地域主権戦略大綱というのがございまして、そこで地域主権ということが大きく打ち出されております。その報告を受けまして、補助事業関係の交付金、一括交付金関係の方向が出されております。先取りする形で今年度、国土交通省におきましても社会資本整備総合交付金、また、農林水産省でも農山漁村地域整備交付金という形で、より地域が使いやすいというか、自由度の多い取組傾向に変わって来ております。その分、私どもの事業執行者の説明とか説明責任もより重くなってくるのかなと思っています。

一方で、ダム事業につきましては、国のほうでいったん立ち止まって見直しをということで、今年度から検証を行うこととされておりまして、県が事業主体になります鳥羽の鳥羽河内ダムというのがありますが、これも検証をします。その後、本来なら今年度この委員会で審査していただく案件ですが、その検証を終わった後に審査いただくということで、後ほど説明をさせていただきますが、よろしくお願ひします。

県の公共事業、予算も厳しい中ですが、無駄を省いて効率的で地域の本当にニーズに合った事業ということでやっていきたいと思っております。この委員会の皆様方から県民の目線で、また専門的な目線でいただくご意見をこういった事業に反映していきたいと思っております。

最後になりますが、本日のご審議いただく案件、よろしくご審議いただきまして、また厳しい意見、解説意見、いろいろいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

以上でございます。

(公共事業運営室長)

ありがとうございます。北川部長は公務がございます。まことに申し訳ございませんが、退席をさせていただきます。

それでは、議事次第に基づき、以降の進行につきましては委員長をお願いをしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

### (3) 再評価及び事後評価対象事業の諮問

(委員長)

それでは、ただ今から議事次第の3番の再評価及び事後評価対象事業の諮問に入ります。なお、本日の委員会の終了時刻はおおむね17時とさせていただきます。

説明の方は簡潔明瞭をお願いいたします。

では、まず事務局、説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、本年度ご審査をお願いいたします再評価及び事後評価の審査対象事業について説明いたします。お手元の資料の赤いインデックスの資料4をご覧ください。ここには今年度、ご審査をお願いいたします再評価及び事後評価の審査対照表を一覧にして記載してございます。ここにありますように、まず再評価対象の10事業と、裏面にある事後評価対象の7事業、合わせて17事業の県事業のご審査をお願いしたいと思います。

再評価対象事業の再評価事由につきましては、この表右下の2列目の再評価事由欄に番号を付けてございます。今年度ご審査をお願いします事業の再評価の事由別事業種につきましては、再評価後、一定期間が経過している事業が5事業、社会経済情勢等の急激な変化により再評価を実施する事業が5事業となっております。

また、事後評価につきましては、事業完了後、おおむね5年が経過した事業で、事業規模や事業特性を考慮して評価対象としております。7事業の県事業のご審査をお願いしたいと思います。

なお、昨年度の最終回にお知らせいたしました再評価審査対象事業の予定箇所から、市町事業である下水道事業と県事業である鳥羽河内川ダム事業を除いております。このこと

について説明いたします。

下水道事業につきましては、これまで市町事業についても、県の事業と密接に関連する事業として県の評価審査委員会において再評価の審査を行ってまいりましたが、予算が補助金から交付金に変わったことに伴い、再評価の結果を国に報告する必要がなくなったため、市町から当委員会に対して再評価の審査の要請がなくなったものでございます。

なお、県の下水道事業の説明においては、関連する市町の事業も含めて説明をいたします。

また、鳥羽河内ダム事業につきましては、政府においてできるだけダムによらない治水への政策転換が図られ、国が示す基準に基づきダム事業を本年度検討することになりました。このため、今年度は審査対象事業から除外をしたところで。

ダム事業の概要につきまして担当室から説明いたします。

(河川・砂防室長)

河川・砂防室長の吉田でございます。今日はよろしくお願いたします。

それでは、今、ご説明があった鳥羽河内ダムのダム事業の概要と、先ほど何度も出ました再検証の流れ等について私から簡単にご説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

座って失礼いたします。

スライドとお手元の鳥羽河内ダムというパンフレットを見ながらご説明をさせていただきますので、よろしくお願をいたします。

まず、スライドを見ていただきますと、鳥羽河内ダムの位置でございます。鳥羽河内ダムは三重県鳥羽市に位置する二級河川加茂川水系の左地点に位置しておりまして、ちょうど鳥羽駅から約15分ぐらいの距離にあるダムでございます。この鳥羽河内ダムにつきましては、パンフレットを開いていただきますと、左右に63年度の災害の状況というのを書かせていただいておりますが、昭和63年度に集中豪雨によりまして大きな災害を受けております。それから、この6年前、昭和57年度にも大きな災害を受けておりまして、そのときには1名の方が亡くなられております。また、この昭和63年の災害におきましては、4名の方が亡くなられるという甚大な被害を受けたわけでございます。

その63年の災害を受けまして、下流の河川におきましては、災害復旧助成事業ということで河川の改修を、進めさせていただいたわけでございますが、この河川改修につきましても、この鳥羽河内ダムを前提とした河川改修ということで、鳥羽河内ダムが完成して初めてこの流域の治水安全が図られるというようなことでございまして、私どもは治水上、重要なダムということでこれまで事業を進めてまいりました。

それから、このパンフレットのページにダムの概要を書かせていただいております。鳥羽河内ダムにつきましては、高さが48.5m、堤頂長が207mの重力式のダムとなっております。特に洪水調節のためのゲートを有しない自然調節式のダムとなっております。総事業費が197億円ということでこれまで事業を進めてまいりました。

これからダム事業検証の内容ということで少しご説明させていただきます。先ほど来、いろいろお話ありましたが、ちょうど1年前、平成21年の9月に政権交代が行われまして、できるだけダムに頼らない治水という政策転換が行われたわけでございます。国土交通省ではこれを受けまして、今後の治水対策のあり方に関する有識者会議を設置いたしまして、このダムの検証を行うための新たな基準でありますとか、検証の方法等について今、議論が進められているところでございます。

そして、昨年12月25日におきましては、この本体工事に着手していないダムにつきましては、すべて検証の対象とするということになりました。私どもの鳥羽河内ダムにつきましては、調査・設計の段階ということで、本体工事に着手していないということでございまして、この検証の対象となったということでございます。

それ以降、7月13日に中間取りまとめ案というのが公表されております。おおむね新たな基準でありますとか検証方法について、この7月13日に中間取りまとめ案というのが出されまして、現在、都道府県でありますとか、一般の方々からの意見募集というのが8月、ちょうど1ヶ月進められてまいりました。

こういういろんなご意見をいただいたものを最終的に取りまとめるというのが、一応9月を予定されております。まだ具体的な日時等は決まっておりませんが、この9月、もうしばらくして新たな基準が公表されるということになっております。この公表に従ってダム事業の検証を実施していくということになります。

先ほど申しましたように、この9月、新たな基準が公表されるに従いまして、大臣から知事に個別ダムの検証を要請されると。この要請を受けて、私ども鳥羽河内ダムの検証に伴う検討を開始いたしまして、この検討結果に基づく対応方針を決定し、そして、この対応方針を国へ報告させていただくと。最終的にはその報告を受けて、国土交通大臣のほうで判断をしていただく。有識者会議のご意見をいただきながら判断するという流れになっております。

鳥羽河内ダムにつきましては、本来ですと平成17年度に河川整備計画というのを策定してちょうど5年が経過しておりまして、今年度、この場で再評価の審議をいただくということで予定をしておりましたが、国の政策転換に伴いまして、再検証という作業を行わなければいけないということになりました。ということで、今年度、この委員会にご審議いただく時間的な、スケジュール的なものは非常に厳しくなっております。その検証作業を終え次第、またこちらへご報告、ご審議いただくということで、今年度のご審議については少し延期をとということのお願いを今日させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

以上でございます

(事務局)

今年度の審査対象事業についての説明は以上でございます。

(委員長)

ただ今、本委員会に対して合わせて17事業の審査依頼がございました。このことにつきまして、委員の皆さん、何か関連の質問等ございませんでしょうか。

特に無いようですので、それでは、17事業の審査依頼について承るということでよろしいでしょうか。

では、そうさせていただきます。

ただ今から、議事次第4番の事後評価対象事業の審査を行います。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

#### 4 事後評価対象事業の審査

(事務局)

本日、ご審査をお願いします事業は、資料4の審査対象事業一覧の審議箇所欄に○が振ってございます505番、506番の公園事業2事業でございます。こちらにつきましては、この後、担当室より行いますので、ご了承いただきたいと思っております。事業概要と過去の再評価結果につきましては、資料5「事業評価箇所一覧表」に記載しております。説明事業につきましては、資料6に添付しております。

事業主体の説明は約15分で行います。なお、説明の効率化を図る観点から、説明時間の2分前から2分ごとにベルを用いてお知らせしますので、よろしくをお願いいたします。

(委員長)

それでは、事務局から説明がありましたとおり、505番と506番の事業の説明を受けることといたします。それでは、公園事業につきましてご説明をお願いいたします。

#### (4) 事後評価対象事業の審査

(都市政策室長)

県土整備部の都市政策室長の井浦でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

今回、ご審議いただく案件は、亀山サンシャインパーク、そして大仏山公園の2件でございます。両案件とも事業が完了いたしまして、全面供用開始から5年を経たことによりまして事後評価になります。亀山サンシャインパークは平成12年度に、それから大仏山公園につきましては、平成15年度に再評価の審査を受けております。

それでは、ご審議いただく事業の説明に先立ちまして、まず、私のほうから都市公園事業について簡単に説明させていただきます。座って説明させていただきます。

お手元に配付いたしました資料、都市公園事業の概要に沿って説明させていただきます。同じものをスクリーンでお示しいたしますので、そちらをご覧ください。まず、1ページ目でございます。公園の規模についてご説明いたします。本日、都市公園事業についてご審

議いただきますが、一般的に公園と呼ばれるものは営造物公園と地域性の公園という2つに大別されます。営造物公園は、都市公園法に基づきます都市公園に代表されます。この都市公園は、国又は地方公共団体が供用を開始するにあたりまして、名称、位置、区域、供用開始の時期を公告することによって設置されるものでございます。

今回、ご審議いただく案件はこちらの都市公園に該当いたします。一方で地域性の公園でございますが、こちらは自然公園法に基づきます自然公園でございます。それから県立公園のように自然景観を保全することを主な目的としたものでございます。

次のページでございます。続きまして、都市公園の働きについてでございます。都市公園の役割や機能は、都市の構成要素といたしまして、住みやすさ、楽しさ、安全性など、都市の魅力を演出するものでございます。具体的な役割や機能といたしましては、スポーツ、レクリエーション活動などの場となる健康レクリエーション空間としての役割や、美しい都市景観の形成に寄与するなどの都市景観面での役割、そして災害時の避難地、災害応急対策の拠点などになる都市防災機能などがございます。

続きまして、都市公園の種類についてご説明いたします。都市公園は機能、目的、利用対象、誘致圏域などによりまして、基幹公園、大規模公園、国営公園、そして衝緩緑地などの4つに大別されます。

本日、ご審議いただきます亀山サンシャインパークと大仏山公園につきましては、共に基幹公園の中の都市基幹公園に分類されます総合公園でございます。住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等、総合的な利用に供することを目的に1ヶ所当たり10～50haを標準として配置されるものでございます。

続きまして、三重県の都市公園の整備状況について簡単にご説明させていただきます。県内の都市公園の状況は平成20年度末時点で、県営、市町営及び国営公園を合わせまして2,335ヶ所、面積にいたしまして1,553haとなっております。しかしながら都市計画区域内人口1人当たりの都市公園面積は9.2㎡でございます。全国平均が9.6㎡でございますので、大きく下回っている状況でございます。現在、県内には県営都市公園は6ヶ所ございますが、その内、亀山サンシャインパーク、鈴鹿青少年の森、県庁前公園、大仏山公園の4ヶ所は既に完成してございまして、残り2ヶ所の北勢中央公園、熊野灘臨海公園につきましては、事業完了に向けて整備を進めているところでございます。

また、市町の都市公園につきましては、都市計画区域を決定している25市町の地域、現在、社会資本整備総合交付金によりまして都市公園の整備が、桑名市総合運動公園等6市9公園で進められております。参考といたしましてお手元の資料の9ページ6ページに市町別の整備・開設状況を付けさせていただいておりますので、ご覧いただければと思います。

さて、費用対効果分析について説明させていただきます。本日、ご審議いただきます亀山サンシャインパークと、大仏山公園に関係いたします大規模公園費用対効果分析手法マニュアルを資料として配付させていただきました。このマニュアルは国が事業採択時に求めておりますB/Cの算出手法でございます。このマニュアルに基づきまして便益費用を算

出しております。各年で発生いたします便益費用は、割引率を用いまして現在価値に割引しております。

また、「プロジェクトライフ」とマニュアルでは申しておりますが、つまり耐用年数のことですが、これを50年間といたしまして、割引率を4%として計算しております。便益計算につきましては、旅行費用法を用いております。この旅行費用法とは、その場所までのアクセスに要する費用を支払ってでも訪問する価値がその場所にあるということを前提にした算出方法でございます。

今回の便益は2つの要素から構成されます。1つ目は旅行費用便益、つまり公園利用者の公園までの移動に要する費用でございます。2つ目は滞在時間便益、つまり公園施設利用の滞在時間を貨幣価値に換算したものでございます。これらを合計いたしまして便益としております。

そして、この1つ目の旅行費用便益は、さらに移動費用便益と移動時間便益、利用料金便益の3つから構成されております。この3つの内、1つ目の移動費用便益は、公園利用者の出発地から対象となる公園までの移動に要する費用にて算出いたします。2つ目の移動時間便益は、公園利用者の出発地から対象となる公園までの移動に要する時間を貨幣価値に換算して算出いたします。3つ目の利用料金便益は、対象となる公園における公園利用料金の実績値を利用料金便益とします。

抽象的ということもありますので、これらの便益が具体的にどういったものかということをもう少し説明させていただきます。例えばAさんが車で公園に行きましてテニスをして帰ったといたしますと、まず、移動費用便益としてAさんが移動するのにかかった費用を移動した交通手段にて算出いたします。この例の場合、車の燃料費と距離数にて算出しております。

次に、移動時間便益といたしまして、この移動にかかった時間を貨幣価値に換算して算出いたします。この例の場合、移動時間が片道30分、往復で1時間となります。この時間に時間価値の単価2,199円をかけて算出します。そして、利用料金便益といたしまして、実際のテニスコートの利用料金の500円を便益として計上します。この3つを足し合わせたものが旅行費用便益となるわけでございます。これに滞在時間便益、公園に何時間いたかということを経済価値に換算します。Aの場合、公園で1時間テニスをしたということで、この滞在時間1時間に時間価値単価の2,199円をかけて滞在時間便益といたします。

実際の計算例を簡単にご説明いたします。まず、移動費用便益でございます。C市の例で説明いたしますと、毎月調査しております公園の利用者実績とマニュアルの数式とから、市町別の利用者数でC市の利用者数が1万人と算出されます。これにマニュアルにより算出された移動費用200円をかけたもの、つまり1万人×200円で200万円、これが移動に要する費用、移動費用便益となります。

次に、移動時間便益でございます。同じくC市の例で説明いたしますと、マニュアルにある時間価値、1時間当たり2,199円の値にC市の1万人をかけ、さらに移動時間1時間をかけて2,199万円となります。

3つ目の利用料金便益は、公園利用料金の実績値、つまりテニスコートの利用料金、野球場の利用料金など、実際に利用者により支払われた利用料金の総額でございます。この計算例の場合ですと、表の右下にありますJの欄の金額、500万円を利用料金便益とします。そして、大きく2つに分けた2つ目の滞在時間便益は、対象となる公園のそれぞれの施設利用者数の実績値に、マニュアルの施設別滞在時間と時間価値を乗じて算出いたします。計算例ではテニスコートの利用実績2万人に滞在時間1時間と時間価値の2,199円をかけ、4,398万円となります。このように算出されました便益につきまして、利用圏内の市町の総和が対象となる公園の便益となるわけでございます。この計算例では移動費用便益が5,000万円、移動時間便益は4億円、利用料金便益が500万円で、この合計が4億5,500万円となりまして、これが旅行費用便益となります。そして、滞在時間便益の2億円を加えた値がこの公園の単年度便益となります。

そして、費用の算出にあたりましては、マニュアルどおりで完成までに要した工事費、用地費、維持管理費の合計に、完成から50年間必要とされる維持管理費を加えたものを現在価値に置き換えて算出いたします。

それでは、詳細につきまして、担当からの事業説明に移りまして、私からの説明は以上とさせていただきます。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

鈴鹿建設事務所事業推進室長の東と申します。亀山サンシャインパークの事後評価結果につきまして説明をさせていただきます。座らせていただいて説明させていただきます。

はじめに、公園の位置について説明させていただきます。亀山サンシャインパークは、三重県亀山市の東名阪自動車道亀山パーキングエリアに隣接する面積約14.2haの総合公園でございます。

本公園の事業着手の理由としましては、3点挙げられます。1つ目は当該箇所が東名阪自動車道、伊勢自動車道、新名神高速道路、国道1号、国道25号が交わる交通の要衝に位置していることから、ハイウェイオアシスとして利用者に快適な休息空間を提供することでございます。ハイウェイオアシスとは、都市公園と高速自動車国道の休息施設を一体的に整備し、高速自動車国道の利用者に潤いのあるスペースを提供するとともに、都市公園の利用増進を図るものとして昭和62年度に創設されたものであり、三重県下ではこの亀山サンシャインパークのみが指定されております。

続いて、2つ目は、亀山市、鈴鹿市のみでなく、パーキングエリアと一体化した利便性の高い立地特性を活かし、北勢地域をはじめとした県下の各地からの利用者に向けて、行楽、レクリエーション空間を提供することです。最後に3つ目は、大阪圏や名古屋圏など、さらに広域での利用が見込まれる中で、地域のイメージを高め活性化に資することです。

次に、事業概要を述べます。事業規模は約14.2ha、事業期間は平成3年度から平成16年度、全体事業費は約47億円です。計画地の特徴としては、先ほど述べましたパーキングエリアに隣接したハイウェイオアシスであることに加え、ため池である高塚池と、それを

取り囲む丘陵地側に庭園的な空間を有していることが挙げられます。

公園のコンセプトとしては、アクセスの高さと集約された高質なサービスの提供の中で、大人も子どもも心からくつろげる水と緑のオアシス空間と設定され、整備が進められました。施設としては、園内の緑や水辺を楽しみながら一周できるよう設置されたウッドデッキ、遊歩道やサンシャインビレッジ、水辺の芝生広場、キッズランドと名づけられた大型の木製遊具、バーベキューランド、これは利用料は無料でございます。水辺の遊び場、花の咲く水生植物が楽しめるウォーターガーデン、休憩、物販、飲食の場となるオアシス館などが整備されております。

次に、事業履歴についてご説明します。亀山サンシャインパークは、平成4年2月に都市計画決定され、同年3月に事業者を三重県とする都市計画事業認可を受けて事業着手しました。その後、平成15年4月にバーベキューランド、複合遊具、園路、地下駐車場等の9haが開園し、続いて、平成16年4月にオアシス館や亀山パーキングエリア内の駐車場が供用、平成17年4月には西駐車場、南駐車場等が供用し、そして平成17年7月に連絡橋、フィットネス広場、東駐車場等の完成をもって14.2haが全面供用しております。

以降、事業の効果についての分析評価を行います。まず、費用対効果分析について説明させていただきます。今回の費用対効果分析にあたっては、本公園の利用便益はマニュアルにより総合公園の誘致圏である公園から半径20km以内に市役所、役場が立地する市町として、亀山市、鈴鹿市、津市、四日市市、菰野町を対象としました。また、競合公園は亀山公園、桑名市総合運動公園、愛知県の大高緑地、あいち健康の森、国営公園である木曾三川公園と20公園を設定しました。以上を踏まえた費用対効果分析結果が次のとおりです。便益は旅行費用法による直接利用価値の算出を行い、公園利用者の公園までの旅行費用便益と滞在費用便益を足し合わせています。費用は用地費、整備費、整備後の維持管理費を足し合わせています。これら便益費用を事業開始から全面供用後50年まで合計し、B/Cを算出した結果、2.27となり、事業の有効性が確認されました。

便益額算出方法につきまして、平成22年度以降の単年度便益額を例にもう少し詳しく説明させていただきます。まず、利用者の設定については、平成15年から21年度までは利用者実績により便益算定を行いました。平成22年度以降については、全面供用した平成17年度から21年度までの平均利用者86,562人を用いて算定しています。具体的な旅行費用便益の算出については、冒頭の都市政策室からのご説明のとおりですが、ここは四日市市を例に説明します。四日市市からの公園利用者は25,797人となり、移動費用便益が856万5,000円、利用時間便益は7,374万6,000円となります。同様に各市町ごとに計算した移動費用便益及び移動時間便益合計に利用料金便益を加え算出します。なお、本公園の利用料金は無料であることから、利用料金便益はゼロとなります。その結果、旅行費用便益は2億999万6,000円となります。

次、滞在時間便益についてですが、園路、遊具等の利用は2時間、バーベキューランドの利用はアンケートより2.8時間の滞在を見込み、この滞在時間に利用者数と時間原単価をかけまして、計3億9,498万6,000円と算定されます。以上、旅行費用便益2億999万

6,000円と、滞在時間便益3億9,498万6,000円を合わせた値が本公園の単年度便益となります。

次に、分析結果について、もう少し詳しく説明させていただきます。前ページで説明しました方法で算出した各年の便益額に、2010年を評価基準とした割引率をかけて現在価値に換算し便益額を積み上げますと、総便益額は約171億2,000万円となります。同様に費用額についても割引率をかけて積み上げますと、総費用額は約75億3,000万円となります。なお、維持管理費については、平成21年度以前については過去の実績とし、平成22年度以降については、過去の実績及び今後の供用予定を踏まえ算出しています。この結果、B/Cは2.27と算定されました。

続きまして、事業の効果の発現状況を今回実施した利用者アンケートなどから分析した結果を述べます。まず、本公園の事業目的であるハイウェイオアシスとしての整備効果についてです。公園利用者はどこから訪れているかということについては、費用対効果算出の利用圏域に想定した亀山市、鈴鹿市、津市、四日市市などの順で多く、愛知県などの県外からの利用者も3割程度おり、ハイウェイオアシスとして近隣から広域の方の利用が見られます。

利用者の利用目的としては、散策、高速道路利用中の休憩、子どもの遊びなどが多い結果となりました。以上のことから、ハイウェイオアシスとして近隣から遠方の方の利用があり、高速道路パーキングエリアと一体となった散策、休憩、レクリエーションの場として役割を果たしていることが伺えます。

2点目としては、観光振興の面からの効果について述べます。2年前より水辺や森林資源を活かした自然観察会、園内の写真コンクール等の環境学習の開催や、移動動物園などの行事の開催を通じて観光振興に寄与しています。ただし、利用者アンケートの結果では、まだ行事開催についての認知度が低いことが伺えるので、今後も自然環境を生かした行事の継続開催やPRの充実を図っていくことが求められると思われれます。

3点目としましては、長寿福祉社会への対応に関する効果について述べます。利用者アンケートでは50歳以上の利用が半数近くを占めており、今後も高齢者の利用が増加するものと想定されます。本公園は設計段階から池沿いのデッキ園路を誰もが水辺に近づけるようスロープ構造としたり、バーベキューランドや便所などで段差無く利用できるようなするなど、バリアフリー化を進めてきました。利用者アンケート結果では、「満足」、「やや満足」、「普通」の回答が半数以上を占め、効果の発現が確認できます。なお、「不満」との声もあることから、今後も利用者の声に耳を傾けながら施設改善を検討していきます。

続きまして、事業実施による環境変化の評価について述べます。本公園は高塚池及び周辺の丘陵地の自然景観が資源であり、整備にあたっては自然地形を極力活かし、これらの景観を保全するよう努めました。利用者アンケート結果でも公園内で自然の豊かさを感じるといった回答が多く、大きな池や周りに広がる森林といった自然景観に触れられることが本公園の魅力となっていることが伺えます。

次に、事業当初からの社会情勢等の変化及びその対応について検証します。上位計画に

については、本公園は、亀山都市計画区域マスタープランにおいて「鈴鹿山麓と伊勢湾をつなぐ緑地ネットワークの一環」として位置づけられており、ため池及び丘陵地に囲まれたレクリエーションの空間づくり等、公園整備内容と一致していると言えます。

2点目に、近年の高速道路の低料金化についてですが、E T C割引や伊勢自動車道の無料化など、ハイウェイオアシスである本公園にとっては利用しやすい状況となってきております。

3点目に、周辺観光施設の状況ですが、関宿周辺における旧東海道沿いの歴史を感じさせる町並みや、四季を通じた行事開催、亀山美術館などの文化施設、羽黒山などの景勝地があり、観光振興が図られています。本公園は高速道路沿いのハイウェイオアシスとして広域利用が見込めることから、これら周辺観光資源の玄関口として案内などを行い、地域活性化に寄与しています。

続きまして、利用者数の推移や利用者の公園に対する意見を紹介します。利用者数は、全面供用後は年間約80万人程度の安定した利用が見られます。続いて、利用者の満足度ですが、利用者アンケートにおいては、「亀山サンシャインパークにまた行きたいか」との問いに、90%近くが「来たい」と回答されている状況です。また、施設別では緑や水辺を楽しみながら散策や休憩が行える遊歩道、芝生広場や高速自動車道移動中の休息施設としてオアシス館の満足度が比較的高い結果になっています。その他、公園についての意見・要望をアンケートの自由意見からご紹介します。多かった意見としては、こちらの様な内容です。案内PRの充実に関するものが約1割あり、「ここに公園があることを知らなかった」、「案内が分かりづらい」といった意見が出されています。これは高速道路パーキングエリアからの公園出入口に案内看板が不足していることなどが原因と考えられ、今後、改善を検討しています。ハード的な施設要望としては、一般道からの駐車場について、「土日に混雑するので駐車場を増やしてほしい」などの意見が出されています。植栽などの維持管理についての意見も見られました。「いつも利用してます。」「よいところなのでまた来たい」など、公園について好印象を持たれている意見を多数いただきました。

最後に、以上を踏まえた事後評価のまとめと今後の課題について述べます。事後評価のまとめとしては、費用対効果分析の結果が2.27と事業の有効性が確認されました。ハイウェイオアシスとして休憩、レクリエーションの利用が見られる。観光振興、長寿社会対応が進められている。自然環境、景観を生かした整備が行われている。利用者の9割以上が「また来たい」と回答。利用者数は年間80万人程度の安定した利用が見られる。などから、事業効果が発現されていると言えます。今後の事後評価の必要性としては、まとまった施設の改修や更新の際に、利用状況に見合った事業投資となっているかどうかを検証する必要があります。また、改善措置の必要性としては、利用者の意見を踏まえ、案内サイン、公園のPRの充実を図るとともに、施設改善要望などに関しては、今後の利用動向を見守りつつ対応を図っていきたいと考えています。

以上をもちまして、亀山サンシャインパークの事業評価についての説明を終わらせていただきます。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

伊勢建設事務所の事業推進室長の渡辺と申します。

続きまして、大仏山公園事業の評価についてご説明をさせていただきますので、よろしくお願いたします。説明は座って失礼をさせていただきます。

まず、公園の概要について説明させていただきます。大仏山公園は中南勢地域の伊勢市、玉城町、明和町の1市2町にまたがる丘陵地に設置されました総合公園となっています。大仏山公園は県内に6つあります県営公園の1つとして、中南勢地域の核となる広域的なレクリエーションの場の提供、水と緑に囲まれたスポーツレクリエーションゾーンの形成、自然と古墳群を生かした公園整備を目的に整備されました。大仏山公園は、写真にございますように、中央の南北方向の道路を境に大きく2つのエリアに分かれていまして、東側エリアは野球場、テニスコート、ゲートボール場などのスポーツ施設を中心に整備しています。一方西側エリアでは、家族での利用を目的としました大芝生広場や展望広場の他に、環境学習や自然観察を行うための広場や園路などが整備されています。

次に、事業履歴について説明をさせていただきます。大仏山公園は都市計画公園としまして、昭和56年の1月に都市計画決定されまして、同年の2月に都市計画事業認可を受けて事業に着手しました。事業着手から7年後の昭和63年に中央広場のあります東側エリアが開園しまして、平成12年には多目的広場があります西側のエリアが開園、そして平成17年に環境学習拠点広場や展望広場が完成しまして、37.2haを全面供用いたしました。

次に、公園の利用状況について説明をさせていただきます。このグラフは大仏山公園の過去10年間における年間利用者数の変化を表したもので、緩やかではありますが増加している傾向にあります。右端の平成21年度の年間来訪者数を見ますと、園内利用者が18万3,000人、野球場利用者が1万4,000人、テニスコート利用者が8,000人で、合計20万5,000人となっています。

次に、公園利用者の居住地と利用頻度についてですが、昨年の平成21年10月から11月にかけて実施しました公園利用者アンケート調査によりますと、大仏山公園があります伊勢市、明和町、玉城町からの利用者が約8割近くを占めておりまして、利用頻度につきましても月2回以上が半分以上であるなど、地域に密着した公園となっています。

次に、費用対効果分析結果について説明させていただきます。費用対効果分析にあたりましては、大仏山の利用便益をマニュアルに基づきまして、総合公園の誘致圏であります公園から半径20km以内に市役所、役場がある市町としまして、表に示しました3市5町を対象としています。右の図の大仏山公園を中心とした赤い点線の円内で黄色い市町がそれに該当します。また、競合公園は国営木曾三川公園をはじめとした8公園で、左の地図の緑色の公園がそれに該当しています。

続きまして、費用対効果分析の結果をご説明させていただきます。便益の算定にあたりましては、旅行費用法によります直接利用便益で算出しています。旅行費用は、先ほどのご説明にも何度もありましたように、その場所にお金を払ってまで行く価値がその公園に

あるということを前提にしています。具体的には利用者の公園までの移動に要する費用と、公園での滞在時間を貨幣価値換算した便益としています。また、費用につきましては、公園整備に要しました工事費、用地費と維持管理費の合計に、今後必要とされます維持管理費を加えたものを現在の価値に置き換えて算出しています。

便益の算出につきまして説明をさせていただきます。まず、利用者の設定ですが、昭和63年度から平成21年度までにつきましては、利用者の実績によりまして便益額を算定しています。将来分となります平成22年度以降につきましては、全面供用しました平成17年度から21年度までの平均利用者数であります19万7,119人を用いて算出しています。具体的な旅行費用便益の算出の計算方法は、先ほどからいくども説明があつたとおりですが、ここでは利用圏域となります伊勢市を例にご説明させていただきます。この公園利用者は69,879人となりまして、移動費用便益は286万5,000円、移動時間便益は8,400万3,000円となります。同様に利用圏域の各市町ごとに計算しました合計に、施設の利用料金便益を加えて算出した結果、3億7,333万4,000円となります。

次に、滞在時間便益についてですが、各施設ごとに設定されましたそれぞれの滞在時間に、利用者数と時間現単価をかけまして、8億4,457万1,000円と算定されました。このように算出した旅行費用便益の3億7,333万4,000円と、滞在時間便益の8億4,457万1,000円を合わせた値がこの公園の単年度便益となります。

続きまして、分析結果についてご説明させていただきます。先ほどご説明しました方法で算出した各年の便益額に、平成22年度評価の基準とした割引率をかけて現在価値に換算して便益を積み上げますと、総便益は約479億7,000万円。同様に費用額についても割引率をかけて積み上げますと、総費用額は約181億3,000万円となります。なお、維持管理費につきましては、過去の実績に基づいて算出しているところです。この結果、B/Cはご覧のように2.65と算定されました。

次に、事業効果の発現状況についてご説明させていただきます。まず、観光振興と地域活性化に関する状況で、効果についてですが、大仏山公園では、春と夏の年2回開催されていますフェスティバルが既に定着しておりまして、平成17年度から21年度の月別来訪者の、ご覧いただいていますグラフに見られますとおり、フェスティバルが開催されます4月と10月の利用者が多くなっています。なお、開園以来の初めての試みとして、今年は大形のバイクの愛好者が主催しますイベントの開催が予定されています。このように大仏山公園が観光振興等の地域活性化に寄与していることが伺えます。

また、オリエンテーリングコースが日本オリエンテーリング協会によって2コース設定されておりまして、各種団体などの利用が多いほか、平成20年にはこの大仏山公園でオリエンテーリング大会が開催されました。その他、写真にありますように、地元の学校による遠足や学習の場、少年野球など、各種団体によりまして大会の会場、地元環境団体によりまして自然環境、自然調査などの活動など多種多様な利用が大仏山公園でなされています。

次に、長寿福祉社会への対応に関する効果です。園内にあります主要な施設である管理棟や一部トイレにつきましては、車いす対応としておりまして、主要園路につきましても

段差を解消し、高齢者や車いすの利用できるスロープ化などを図っています。現在でも 50 歳以上の方々の利用が大仏山公園では半数近くを占めておりまして、高齢化社会にも対応した公園となっているところでございます。

次に、事業実施によりまず環境の変化について説明させていただきます。大仏山公園地域や周辺には古墳群が多数分布しておりまして、このエリアにおいては、当初、現況林の疎林化、でありますとか、古墳を結ぶ遊歩道の整備とか、ジャンボ滑り台などの施設を予定していましたが、自然のままの姿で歴史に触れられるように、できる限り既存の環境を保全しています。また、古墳の試掘調査の際に出土しました出土品につきましては保管をされておりまして、文化財の保全等も図っております。

次に、社会経済情勢等の変化等について説明いたします。上位計画との整合では、当公園の建設地の伊勢都市計画区域マスタープランにおいては、大仏山公園は「住民及び来訪者のふれあいの場として、多様なレクリエーション需要に対応できるように整備を進めます。」とされておりまして、当公園の整備の方向性と整合しております。周辺施設の状況では、大仏山公園の東隣に平成 7 年に旧小俣町によりまして大仏山公園スポーツセンターが開設されています。

社会状況、住人ニーズへの対応では、環境への視点も重要となる中で、従来 of 里山を活かした整備とするなど、社会経済情勢や住民ニーズへの対応も行っています。

次に、利用者の意見についてご説明いたします。昨年平成 21 年 10 月から 11 月にかけて実施しました公園利用者アンケート調査によりまして、赤い線で示してありますとおり、1 番の「くつろげる空間」、2 番目の「子どもの安全度」、3 番目の「豊かな自然」の 3 項目において、「満足」と「やや満足」を合わせて 80% 超える評価をいただきました。また、公園の総合的な満足度において、一番下の 11 番ですが、80% を超える評価となりました。

施設別に見てみますと、赤い線で記しました 5 番の中央広場、6 番の子ども広場、11 番の大型遊具付近、13 番の芝生広場の 4 ヶ所において、「満足」と「やや満足」を合わせて 70% を超える評価になっています。特に子どもが楽しめる、家族で利用できるなどの理由により、広場や遊具の人気が高い結果となっています。

一方で、「不満」や「やや不満」などの評価が特に高い施設はありませんが、「満足」と「やや満足」が比較的低くなっている施設は 4 番のゲートボール場で、唯一「満足」と「やや満足」を合わせた結果が 50% を切っており、利用者のニーズが比較的低い評価となりました。

また、来園者の自由回答におきましては、豊かな自然や眺望の良さなどへの評価が高い一方で、遊具や休憩施設の増設、ゴミ箱の設置など、施設整備の増設に関する要望が多く挙げられました。また、樹木の剪定や除草、ペットマナー等、公園の維持管理に関する改善の意見が挙げられました。要望や改善点などの意見があるものの、ほとんどの方が「また来たい」とご回答いただいております、整備効果が高いことが伺えました。

以上、費用対効果分析の結果は、B/C で 2.65 となっており、観光振興等の地域活性化や自然との共生が図られている。上位計画とも整合し、周辺類似施設との重複施設の取り

止め、社会状況や住民ニーズへの対応を図っている。近隣住民の利用が中心で利用頻度が高く、来訪者の評価が高いという事業評価の結果、大仏山公園では事業効果が発現されていると判断しました。

今後、大規模な施設改修や新たな施設導入等の際には、利用状況に見合った事業投資となっているかどうか検討する必要があると考えています。

また、改善措置の必要性では、アンケート調査からも伺えますように、各種施設の充実、公園管理の向上が求められています。公園施設の充実につきましては、今後の利用状況を見極めながら検討を行っていきたいと考えています。なお、公園の適切な維持管理については、指定管理者とも連携を密に取りながら、利用者のマナー向上につながるような啓発にも取り組んで、利用者の満足度向上にさらに努めていきたいと考えています。

説明については以上でございます。少し早口になりましたが、ご審議のほど、よろしくお願いたします。ありがとうございます。

(都市政策室長)

今回ご審議いただきます亀山サンシャインパークと大仏山公園の2点につきまして説明をさせていただきました。今回の事後評価に資料を取りまとめる中で強く感じましたことですが、必要な施設は最低限整備させていただいたということですが、今後はできあがった公園をいかに有効に活用していくかということが大事なのではないかと考えています。特に公園という施設は、つくった後の運営の仕方次第でその価値、魅力を向上させていくことができる可能性を持った施設であると思われまます。これまでのようにどんどん新しい施設をつくって提供していくという時代から、今後は今ある施設、ストックをいかに有効に活用して運営権の工夫によりまして、県民に喜ばれるサービスを提供していくかという時代に移りつつあるように感じておるところでございます。

現在、供用中の県営公園6つありますが、そのうち5公園で指定管理者制度を導入しておりまして、今後も指定管理者との連携を図り、質の高いサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

また、今年度より三重県では県営の都市公園についての公園施設長寿命化計画の策定に着手いたしております。この計画の策定を通しまして、県営公園の有効な維持管理のあり方を確立し、今後の都市公園の整備運営に活かしていきたいと考えております。では、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

(委員長)

ありがとうございました。では、委員の皆さん、今いただきました505番、506番の説明を踏まえまして、これらの評価が妥当であるかどうかについて評価をしていただきたいと思ひます。質問等をお願いしたいんですが、まず、505番からいきましょうか。1つずついきたいと思ひますので、全体説明を含めて505番のほうで何かご質問ございませんでしょうか。では、委員。

(委員)

すいません、すごく素人みたいな質問で悪いんですが、この費用対効果を出す場合に、来られる時間と滞在時間の2,199円というのは、何か私らの1時間の人件費パート代からしたら、2,199円なんてえらい高いお金をどういう計算でだしているのか、前にも1回そんなことあったのかとの質問。もうちょっと金額、滞在時間にしても交通時間にしても、こんな普通に高給取りでもこんなにたくさんもらえるのでしょうか。それなら便益性がすごく良くなっていきますよね、この計算でいったら。だから、ちょっと教えてください。

(都市政策室)

都市政策室の奥西と申します。よろしくお願ひいたします。

今、ご指摘いただきました2,199円につきましては、国土交通省より発行されております大規模公園費用対効果分析マニュアルによっておまして、こちらの資料の根拠が、厚生労働省大臣官房統計情報部より出されております平成16年度の毎月の勤労統計調査年報によっております。お話いただきましたように、一般の単価というか、いろんな対象の単価と比べてかなりかけ離れているのではないかというお話なんです、このマニュアルによりますと、年齢階層によらず一律1時間あたり2,199円ということで、全国的にこれを使わせていただいております。

(委員)

なんか我々低所得の庶民にはとても考えられないような時間当たりの金額ですが、そういうふうなことで理解させていただきます。

(委員長)

よろしいでしょうか。では、他に。

(委員)

スライドの1の平面図を写していただきまして、東名阪のインターから入ると、一般道から入るんですね。それで、東名阪から入る場合に、なにか表示が見にくいというアンケートがありましたですね。それはどういう系統でここの公園へ入るんですかね。インターから入ると一般道から入る利用の方法をまず教えていただきたいのですが。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

これが名阪でございまして、こっちが上り線です。上り線につきましては、直接ここが駐車場になっています。ここに駐車をして高速利用者の方は歩いて中に入っていきます。高速道路の下り線につきましては、ここの連絡橋を渡って東駐車場の方へ駐車をします。これはここから外へ出て行けません。また戻ってきてこっちへ帰っていくと、ここ見にくいんですが、ここに市道がございまして。後ろのほうがこれ一般の県道でございまして。この

県道からこっちの西駐車場、この県道からこっちへこう入って行って、南駐車場、こっちからはこの市道を通して北駐車場というような、高速道路以外からも、高速道路からも利用できるといった中で、高速道路を利用する中でも、このパーキングエリアにサンシャインパークがあるというのがなかなか分かりづらい。あるいは一般の県道の中でも、要所要所には看板が立ててあるんですが、今、ここの道を一生懸命建設事務所で整備してますので、これができたら大分違うんですけども。ちょっと分かりづらくなっておるということがあって、それと、案内サインの不備というのは、この中の施設の案内も不備ということで、アンケート調査ではそうっております。

(委員)

ありがとうございました。それで、年間のみえる人が80万人という話が今言われましたですね。それで、その根拠が9ページのところでは、亀山とか、鈴鹿とか、津市とか、四日市とか、菰野町の人を対象として計画がされておる感じですね。そうすると、この高速道路を利用して来た人、休憩で立ち寄った人のカウントというのはどうなるんでしょう。80万人の中には入っておるわけなんですか。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

80万人の根拠は、配らせていただきました資料の19ページ、亀山サンシャインパーク利用者数という表がございます。これが実際の平成21年度までの利用者数の実績というんですか、カウントした内容となっております。園内とバーベキューランドというふうに分けておりまして、バーベキューランドというのは予約が必要なので、人数の把握ができますが、園内につきましては決められた時間で人数を数えて係数をかけて利用者数を出しておるということです。もう1つ、右のほうを見ますと、オアシス館がありまして、オアシス館はオアシス館の中で時間を決めて人数を確認しておるということで、約80万人というのは、このオアシス館を含んだ実際のこのサンシャインパークの利用者数の実績ということでございます。

この費用対効果の算出では、このオアシス館につきましては、公園事業費の予算を入れずに、民間の方で施設整備をしていただいておりますので、ここのオアシス館の人数はカウントしてないことで費用対効果を出しております。

(委員)

そうすると、このスライドの9のところ、原単位が時間原単位になってますね、1時間の。これはそれもそのデータから1時間当たりどのぐらいかということで、何かそれは平均化して時間当たりを出されたわけですか。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

これは、先ほどの2,199円です。

(委員)

この根拠になっています市町村別利用者数Bというのがありますがね、亀山市が2,222人、これはどういうふうにして出てくるんですか。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

これですね、先ほど来のマニュアルの中で計算手法がございまして、説明させてもらったんですが、利用圏域というのを、この亀山サンシャインパークから半径20kmということで設定をしまして、それが亀山市、鈴鹿市、津市、四日市市、菰野町ということで、その市町村で、後はマニュアルの計算がございまして、市町村別にそのサンシャインパークと競合する公園の魅力や、それぞれの旅行費用などを出しまして、利用選択率というのを求めていきます。そんな計算手法の中で、各市町村別の人口密度から公園需要をかけてサンシャインパークへの需要回数を算出します。そうした計算をしていった結果、何%という率が出てきます。それに実際の合計、ここでいう9ページでいきますと、86,562人をパーセントで割り戻して、亀山市では2,222人という計算手法で市町村別利用者数を出しております。

(委員)

そうすると、高速道路で行きまして、例えば大阪のほうから来てそこへ寄ったと、そういうような人はこの人数の中には入っていないということですか。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

入っていないです。

(委員)

入ってないんですね。ただ、全体の80万人とかの中、例えばオアシス館を利用したところには入っておるわけですね。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

実際のアンケートで、あなたはどこから来てくれましたか、あるいは指定管理者が調べた結果というのは、実際の結果であります。今回の費用対効果の計算している中には、それは入っていません。

(委員)

そういうふうな人が増えれば、もっと費用対効果は上がるわけですか。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

そうですね、遠くから来ている人を勘定していくと、全体の8万6,000人は計算手法で

いくと変わりませんので、市町村を広げていくと、遠くから来られた人は旅行費用便益が増えますので、それで増えてくるということになりますが、それはハイウェイオアシスというような特殊性の中で、そういう計算なり実態がどうかというご質問かと思いますが、その計算手法が無いので、標準的な計算でしているということでございます。

(委員)

ただ、このオアシス館とかを利用した人のアンケートを取っていますから、どこから来ましたとか、そういうのはアンケートの中に入っておるわけでしょう。そうすると、例えば大阪とか天理から来たとか、そういうような人の数も分かるわけですね。そういうような人を入れて計算すると、どのぐらいになるんですかね。もっとずっとはるかに大きくなるんですか。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

便益は増えませんが、数字は増えてきます。

(公共事業総合政策分野総括室長)

今の答えで誤解があるといけません、ハイウェイオアシスがその目的、ハイウェイオアシスに来るために天理から来た人なら増えますね。ところが、高速道路を通過してたまたま休憩に寄ったという、今の主幹値へは増えないんですね、本当は。そういうことをきちっと説明しないとイケないと思います。

ですから、この数字より減る可能性があります。たまたま寄ったということは、移動時間かけて寄らないということに入っていますから、そういう意味ではマニュアルどおりやるとおかしいのではないかという内部の意見もありました。そういう中で、アンケート調査で入れた対外的な人数を引いて求めた場合、実際1以上になるのかどうかは、やはり検証したほうがいいんじゃないかということで、ちょっとご紹介をさせていただきたいと思っています。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

高速道路以外で公園を訪れた人を対象とすると、B/Cは1.71になります。

アンケート調査をした内訳で、「どこから来ましたか」というのがありまして、「高速道路を利用した」、「しない」というのを分けて、高速道路利用者を除いた人数で先ほどのマニュアルの計算式に乗せて計算しました。結果が1.71ということでございます。

(委員)

それと、今はそれは指定管理者が管理されておるわけなんですか。あれは大体3年ぐらいの契約なんですか。単年度なんですか。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

5年間の契約です。

(委員)

5年ごとの契約でやられておるわけですか。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

20年度から24年度まで今契約しています。

(委員)

この全域なんですね。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

細かい話を言いますと、名阪の上を通っている連絡橋、これにつきましてはJHで維持管理をしてもらってますが。

(委員)

ありがとうございました。

(委員長)

では、委員お願いします。

(委員)

確認したいんですが、先ほどのスライドの15の9の利用者数の推移が、開園後、毎年80万人程度の安定した利用があるということで、この14でオアシス館の利用者を含むという書き方をされています。19ページの資料を見ると、平成17年から21年の平均が86,562人ということで、これは実際の計算では、この19ページの※印にも書いてありますが、2.27というものを出したときの人数は86,000人をベースにしているということですね。だから、80万人というのは別に公園事業の評価の対象となっている人数ではないというふうに考えている。

それで、もう1つはそれに関連して、ここの公園は開園時間があつたはずですが。5時ぐらいになると閉まると思います。確か午前8時から9時ぐらいから開いて、午後5時ぐらいまでの間の利用者数が8万人。オアシス館のこの人数の時間帯のカウントは同じ時間帯にしているのでしょうか。つまり、このオアシス館の人数は何を出すためにここに出してもらったのかが、今一つお話を聞いていて分からなくなってきました。先ほど事務局長から言われたように、高速利用者じゃない部分の、いわゆる県の事業としての公園事業のB/Cを計算するのであれば、正確に言えば、先ほど出してもらった1.71の部分だと思うんです。

ね。それが2.27になったというのは、時間帯の人数もちゃんと合っているのかどうなのかというのが疑問になったので確認します。夜中の計算とかは入っていないのかということです。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

園内の利用者数のカウントを1日3回してまして、午前1回と午後2回と時間は決まっています。その時間帯で数えて係数をかけると。同じように

(鈴鹿建設事務所)

オアシス館の観測する時間帯は、園内の観測が1日3回、10時と午後2時と午後4時がありますが、それに加えて、もう1回5時に計りまして1日4回オアシス館は人数を数えています。

(委員)

ということは、それにかけたということですから。オアシス館は4回で、しかも24時間程度

(鈴鹿建設事務所)

15時間です。

(委員)

15時間程度、ということは17時のオアシス館の時間枠は外さないと比べることができないですね。同じ回数でカウントしないとおかしいです。オアシス館の計算は4回、公園の計算は3回でやっているということは、1回余分にオアシス館は計算していることになりまますね。ということは、その分だけ人数が異なり、それを足してしまうと、違う計算になっていくと思います。

(都市政策室長)

実測値に一定の係数をかけて、その入場者数を推定しているわけですが、それはやはり施設の開園時間とか、その特性によってそのカウントの回数を変えております。ですので、公園に対する部分は6時間といたら単位時間に近いので、3回で少なめの係数をかけておるんですが、オアシス館のほうは4回で、それから開園時間に応じた係数をかけているということなので、回数を合わせなければならないということではないと考えています。

(委員)

ただ、17時はもう公園のほうは閉園している時間帯です。

(都市政策室長)

そうですね、公園は閉まっていてオアシス館は開いているんですが、一応オアシス館自体も公園エリアの中ではあるということで、公園の1施設として推定しています。

(委員)

確かオアシス館はゲートの外にあると思います。公園のエリアになるんですか、ゲートの外であってコンビニエンスストアや飲食施設があってもですか。

(都市政策室長)

公園区域として認定してます。

(委員)

もう1つ、それに関連して、多分場所は違うんですが、大仏山のスライドの7番を開いてもらいながら、サンシャインパークの質問をさせてもらいます。大仏山の7番を開いてもらって、競合公園との誘致圏、その右側のこの地図を見ながら費用便益を計算するときの抽出公園の根拠についてお伺いします。サンシャインパークの公園の数は、要するに大仏山の上の40と20の間にサンシャインパークがあって、かなりの数の点がこれでは見られません。実際、サンシャインパークのこの地図では点がすごく少なくなっているわけですね。この抽出公園の数がサンシャインパークと大仏山の中でずれてるのはなぜですか。ただ単にサンシャインパークのほうは主だったとこだけしか出してないのか。同じこの取組で事後評価するとき、抽出公園の根拠がずれてると、これでB/Cこうなりましたとしても、ちょっと話が異なってくると思うんですよね。その確認をさせてほしいのです。

ですので、言い方を変えれば、この大仏山の中の地図で出ているのはすべて、この上ですね、北側の公園は点が振ってあるということは、大仏山のときの根拠としては、これは必要な公園だろう。つまり、マニュアルのほうでいただいている16ページの競合公園の抽出という条件1、2、3があるんですが、それにフィットするのが、多分大仏山のこの地図の北側の公園の数なのか、それに対して、サンシャインパークは少ないので、その計算は2つの公園を比較をするときに整合的になってるのかどうか確認したいのです。

(委員長)

具体的に競合公園をたくさん挙げたらB/C上がるんですか、下がるんですか。便益にかかわってくるんですよね。

(都市政策室)

影響はいたしますが、上がるか下がるかというのは一概には言えないです。要するに選択率という話が出たと思うんですが、利用圏域の方がどこへ行かれるかというので選ぶ率が変わるだけで、それによって上がる場合と下がる場合があって、一概に数が増えたから

下がる、増えるということには結びつかない場合があります。

(委員長)

分かりました。では委員のご質問は、要するに正確なことをやっているかどうかというところに絞られてくると思うので。

(公共事業総合政策分野総括室長)

そうですね、実際上の来た人数は計測値でだしている。その来た人の場所、どこから来るかの率を出すときに競合公園もだしている。ただ、今、安くなる場合、高くなる場合は、遠いところに競合公園が多くなると安くなる可能性もあるということで、影響が無いのかといたら、あると。お答えはよく分かっている人が。

(都市政策室)

大仏山公園の図面は、公園のある位置図ということで載せさせていただいております。亀山サンシャインパークは、その結果、選択した公園の数を載せさせていただいておりますので、表示の方法が違っております。大仏山公園は公園数としては8公園、競合公園としては。サンシャインパークは20公園選択しております。

(委員)

そうすると、確認ですが、ここでサンシャインパークのスライドの公園名の抜粋があるのですが、ここに出てる総合公園、運動公園の円の中に、最初に室長がお話された公園として、例えばこの20kmの中に確認すると、この緑は安濃中央運動公園になるんですかね。この辺、これが中勢サイエンスシティのほうで、ここだと多分この辺にもう1つ安濃中央公園があって、確かこれは緑マークに入っていると思うんですが、それは入ってない。でも、これは石垣池の公園なのか。それから、南部公園、中央公園これですね。中央緑地はこれですね。その辺の出してもらった20というのは、抜粋をどうして、これを外してこれを入れたという根拠を出してもらったほうがもっと分かりやすいです。

(都市政策室)

20キロ以外のものも合わせて20公園ですね。

(委員)

そうです。あるはずなんです。それが大仏山のを見るとあるんです。別に抜粋した公園と外した公園が整合的になっているか、出したときの根拠が分かればいいんですけど。時間かかるようだったら、また改めてでいいです。

(公共事業総合政策分野総括室長)

今の確認で1つだけ確認したいのは、表示だけ抜粋したのかというの、数字的にサンシャインパークは20公園を競合公園としているんですね。今言われた20公園はわかりますか、ちょっと読み上げて、特に今の安濃中央とか、そういう意味ですよ。

(委員)

はい、20km以内の公園を外してくるのであるとしたら、なんでこの公園を入れて、この公園を入れてないのかということの説明してもらえばよいと思います。

(鈴鹿建設事務所)

亀山公園、安濃中央総合公園、鈴鹿青少年の森公園、石垣池公園、鈴鹿川河川緑地、桑名市総合運動公園、スポーツ公園、垂坂公園、霞ヶ浦緑地、中央緑地、南部丘陵公園、北勢中央公園、それで、この辺から木曾三川公園で2地区と、牧野ヶ池という公園があります。それから大高緑地、あいち健康の森、湖岸緑地曾根沼地区、雲出川緑地、中部台運動公園。

(委員)

津の中勢サイエンスパークは外れていますか。

(都市政策室)

外れています。

(委員)

一番近い公園ですが。

(都市政策室)

こちらのマニュアルは10ha以上の公園ということで、中勢グリーンパークにつきましては、現在の供用面積が10haを切っておるということで、それでカットさせていただいております。

(委員長)

では、他に何かご質問ございませんか。委員お願いいたします。

(委員)

1つ教えていただきたいのですが、はじめに室長が言われた説明を聞いていて、「ああそうかそうか」と思いながら聞いていました。そのときに、防災拠点の話をなさいましたよね。マニュアルの25ページに防災に役立つ価値ということで説明なさいましたよね。それ

をなさったときに、この亀山サンシャインパークにしても、大仏山にしても、そういうことは考えてないわけですね。なんかあったときにはここを利用するとか、そういうことは全然頭に無いわけですね。文字にも無いので、こんないい施設だったら何で使えないのかなど。まして、大仏山、みんながよく行くんやと言いながら、長寿社会に何やらでて、福祉に貢献してるんやと言葉では言いながら、そういうことがあったときには「いや知りませんわ」、県はそんな冷たいんかと思いながら私聞いてたんですが、いかがでしょうか。

(都市政策室)

今、ご指摘いただきました3ページの冊子の防災機能についてですが、これは一応分析手法として持つ機能ということで挙げさせていただいておるページでございます。便益の計算にそれは用いるものでございまして、今回の便益計算にはそれは入っていないというだけの位置付けでありまして、防災機能を持ってない、持っているかということとはまたちょっと別の話になるんですが。

(委員)

このせつかく亀山サンシャインパークなり大仏山の説明を聞いて、私なりになんかあったときには、きっとここは使えるんだろうと思ったんですが、これでは使えませんよね。入ってたらあかんよね。市民はなんかあったときに、ここへ避難することは不可能ということでしょう。

(公共事業総合政策分野総括室長)

答え方の観点で、今の公園自体が、例えば避難地になってるかとか、そういう活用面の。

(都市政策室室長)

正確にはまた確認させていただきますが、一般的にこういった広域の公園につきましては、県のマスタープランでもそうですし、市町の都市計画のマスタープランもそうなんですが、防災拠点として避難先として位置づけられているのが普通でして。

(委員)

普通、だから、ここに書いてないけど、そんなことは頭の中で考えたらええということ。

(都市政策室長)

いえいえ、ちょっと確認させていただきたいんですが、

(委員)

だって、なんかあったとき、もし地震があったときに、高速走っている人たちだって、すぐにそこへと思いますし、トイレがあるとかなんとかていうのがあれば、私はそこを8

うやろなと思ってるんですが、そういうことの文字が書いてなかったら、使うことはできないんですよ、普通。

(都市政策室長)

文字では、例えば都市計画のマスタープラン、そういう計画があるんですが、そういうところで同様の防災拠点として計画に位置付けられていると思っております。この今回の対象となっている亀山サンシャインだと、大仏山が明確に書かれているかどうかというのは、確認させていただきます。

(伊勢建設事務所)

伊勢建設事務所の尾上ですが、大仏山公園は市の避難地としては指定されていなくて、公園のほうは。その公園の麓にある小俣の総合体育館があるんですが、そこが避難地となっています。ただ、実態として、昨年度、チリの大地震があったときに、1名の方が大仏山公園、標高50mのところがありますので、そこに避難していたという実績はあります。

(委員)

でも、ここの文言の中にそういうときに使いますよというのが無かったら、市民はそこを使えない。大体そういうもんですよ。なんか言われると、もし行くとしますやん、そうすると、きっと皆さん側は、「いや、ここ防災のほうには使ってもうたら困るで、すぐ出てってください」って、絶対に言う、そんなん。言われて今まで来たんです。防災で言わはると思うんです。ここに文言が一つでもあると、「あっ、ここそうなってるんや」って理解してくれるかなって私は思うんで、ぜひそっちのほうも考えてほしい。せっかくこれだけすばらしい施設があり、言葉の中で長寿社会において対応する、福祉に対してやさしいとか何とか言いながら、そういうことは抜けてるとするのは悲しいなと思いつつ聞きました。

(伊勢建設事務所)

補足で、大仏山公園なんですが、市民の避難地にはなっていないのですが、未曾有の大災害の場合には、自衛隊の車両の保管基地とか、そういう場所の拠点としては認識されているところですよ。

(公共事業総合政策分野総括室長)

意見として、今回、事後評価の中で今後の活用の中で、防災という観点で活用を考えられないのか、考えていただきたいというご意見が出たという認識で、そういうことで対応できるかどうかをお答えいただければと。今のように一々防災計画に位置づけられてれば、それは活用しますという形になるし、サンシャインパークが大きいエリアが池なので、多くの人が避難してこられるかということ、また違う面もありますので、その辺はちょっとい

ろいろなケースバイケースがあるから、検討していただければと思うんですが。室長いいですか。

(都市政策室長)

いただいたご意見を踏まえて検討させていただきます。

(公共事業総合政策分野総括室長)

防災面における公園の活用という意味で、これに限らず広く検討させていただくということによろしいですか。

(委員長)

では、505番、他に。委員。

(委員)

事務局長がこの後の意見の取りまとめを言ってくれたみたいな感じもあってあれなんです、今の表現の部分に関しては、再度チェックしていただきたい。とにかく、この事後評価書、1番の亀山サンシャインパークのところの評価書などのところにも利用者の属性とか、B/Cを求める算出認定の部分に関しても、ちょっとごちゃごちゃとしているところがあるので、その辺をもう少し明確にさせていただきたいというのが1つと、今度は一利用者として、地図を貸してください。案内板が非常に分かりにくいというアンケートにもありますが、その下り車線に入ってこちら側のサービスエリア、下りのサービスエリアです。この橋からのアプローチですね、ここからオアシス館へ至る、この橋に至るアプローチの部分なんかは、やっぱり利用者数をもう少し上げていくということであれば、この部分の案内表示をもう少しやってもらったほうがいいのかという部分がいつも感じます。

ここにETCのスマートインターチェンジ、何かあるんですね、ここに。ここら辺にこれを降りたらどうなるのかというのが非常に分かりにくい。これスマートインターチェンジというか、スマートとなんていうんですか、あれも社会実験でやってるんですか、実験的に。もう既に実験は済んでいるんですか、このスマートインターチェンジというのは。終わってるんですね。ただ、これなかなか有効活用の仕方、ここから何が起るんだ。これを降りたら一体どのような利便性があるのかというのも、なかなか関係者だけ分かって、一般の利用者は意外に分かってない。一番怖いのは関係者だけ分かっているというような説明のしかたが多いんですね、皆さんの説明は。だから、一般の人が分からないような説明がほとんどなので、その辺をもっと分かりやすく説明していただけたら、事務局長からご指摘いただくようなことはないのかなと思いますね。以上です。

(委員長)

今のご意見で何かお答えはありますか。

(鈴鹿建設事務所)

今後、利用者の利便性を図る意味でも検討させていただきます。

(委員長)

ありがとうございます。では、506番のほう、どうぞ。

(委員)

過去の再評価結果のところ、亀山サンシャインパークにつきまして、委員会の意見の概要というのがありまして、バリアフリー化に対する十分な配慮、検討を行うことというこれがついていますね。それに対して、事業方針概要のところ、公園施設のバリアフリー対応については、景観を損なわないように十分注意を行い、利用者の意見を聞きながら整備を行うということで、これ完成しましたですね。今日はバリアフリーの専門家の委員がみえてないんですが、バリアフリー化の対応はこの公園については十分できているわけなんですか。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

できておると認識しています。

ウッドデッキとかトイレとか、それぞれ施設へ行く中で必ずスロープをつけてるということです。スロープも場合によっては途中で平場がないといかんという基準というのは多分あると思いますので、そういう意味では若干長い斜路になっているところがあるかとは思いますが、現地の制約の中で精一杯、勾配、あるいはスロープを設計して施工している実態となっております。

(委員)

すると、アンケートの中にもそういうような方のアンケートも入っておるわけですか。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

アンケート調査をした中で、施設の整備管理運営状況についてお聞きしますという中で、1つバリアフリー化ということの項目を挙げさせてもらってます。「満足」、「やや満足」、「普通」、「やや不満」、「不満」、「分からない」ということで、「普通」までカウントしますと、約6割までが「満足」、「やや満足」、「普通」という回答をいただいております。

その次、「不満」というのが数字的に上がってないので、「分からない」というのが3割ほどあるんですけど。

(委員)

不満のこの項目はどういうことが不満かというのはきちっと出してもらってますか。

(鈴鹿建設事務所)

お尋ねはバリアフリーの不満ということでしょうか。

正直言うて、どういうところに不満があるかというのは聞いていないみたいです。

(委員)

すいません、委員の横を取るようで悪いんですが、こういうアンケートの出し方でなく、これから「普通」や、「やや良い」が多いからまあまあでなしに、本当にこの「やや不満」とか「不満」というのは、自分が障がい者の人が不便と思ったことを出されて意見を出しておられる場合もありますので、そのほうが多いですから、そういう人の意見をきちっと取り上げて、どこを改善しなければいけないのかというのは、そういうのが出ないとできませんので、そういうところをきちっとアンケートの中にしていただきたいと思います。

(鈴鹿建設事務所 事業推進室長)

すいません、今後。

(委員)

さっきのトイレのバリアフリーのところの写真を、もう一度出してください。左側の小さな段差、あの網のようなところ、いっぺん車いすで行ってみてください。本当にたったこんなもん、なんでもないやないか、こっち通ったらええやんかと思いはるやろけど、意外とそういうのって引っかかるんですわ。小さな段差でも、「いや、これは基準ですわ」ではなくて、いっぺん車いす乗ってね、今日は専門家が来てないのですが、あの人やったらこうやって言うやろなぐらいに思うんですが、私は絶対もっときつい指摘があると思うの。バリアフリーって知ってます。多目的トイレで設置してますというのではなくて、そこへ行くまでの道がとっても大変やと思うので、そういうことも加味されたほうがやさしいと思います。

(委員長)

では、ひとまず大仏山公園のほうに移りたいと思いますけども、随時、何かもしも 505 番亀山サンシャインパークのほうでご指摘いただくようなことがあれば、突然話していただいても結構ですので、全体的には大仏山のほうに移りたいと思います。

どなたか何かご質問等ございませんでしょうか。では、委員。

(委員)

この公共事業評価審査委員会でよく取り上げられていた、今後、実は大仏山公園の圏内の松阪中央運動公園が研究されておるんですね。そうすると、今回は事後評価ということで、松阪中央運動公園はまだ供用開始もしてないので対象にもならないし、競合公園にもならないということでカットできると思うんですが、今後、事後評価も今回で終わりなん

ですが、2.65 という B/C が出てるわけですが、おそらくこれは下がるだろうと。

それから、先ほど都市政策室長も言われましたが、競合等の重複施設とか、あるいは他の公園とのバランスという意味でどういうふうに大仏山公園等考えていけばいいだろうというの、松阪中央運動公園の場合、松阪市の施策になりますので、県の場合は中部大公園になるかもしれませんが、ただ、県民から見れば公園は同じで、同じように芝生広場があって、地図を見せてもらうと同じような形になってるので、その辺はこの事後評価の中でこう出てくるであろう公園との関係というのは、どういうふうにこれから僕らは考えていくべきか教えていただきたい。

(都市政策室長)

申し訳ないんですが、今後、市のほうが地域公園との関係で評価されると、確かにきついものが正直あるんですが、ただ、当初、大仏山公園について整備を予定していたものからすれば、大分現実に見合ったものに限って整備をしているものと思いますし、この大仏山公園については野球場がよく使われていてニーズが非常に多いという中で、松阪の新しくできる公園というものが、現在ニーズに対応してないものも加えて対応してもらえらるだろうと勝手に思っているわけですが、そういったことと合わさって、負の効果ばかりじゃなくて、松阪の中でこういったスポーツ振興という観点から、こういう施設というものがたくさんできることによって、スポーツの成果が伸び上がれば、プラスの方向にも働くのかと思っております。結論を言いますと、市のほうでできる公園等の関係については、現在なんとも言えない状況かと思っております。

(委員長)

では、他の方、何かございませんでしょうか。

多分、亀山のほうでいろいろとご質問いただいて、これはある意味、公園というものに対する B/C の求め方とかそういう共通部分で、亀山のほうでたくさんご質問をいただきましたので、大仏山のほうはあまり活発な意見が出てこないのかもしれませんが、大仏山のほうで特化したような話がもしもありましたら、では、委員。

(委員)

平成 15 年度の公共事業の再評価の中で、委員会の意見として運営のコストの縮減に努めることというのが委員会のあれで出ておるんですが、それにつきまして、その指定管理者制度を導入したことによって、どのぐらいコスト縮減につながったのか。

それと、先ほど出ました剪定とかですね、農薬散布とかそういう維持管理がかなり公園にかかると思うんですね。そこら辺のところもこのコスト縮減ということでもかなり提言されておるわけですか、実態、運用上ですね。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

前回の再評価のときにいただきました意見で、コスト縮減という話がありました。先ほどの説明の中でも、指定管理者に一括して管理を今任せているということなのですが、金額的な比較を少し調べてみましたところ、平成 16 年から平成 19 年の 5 年間の実績で、県が管理者としてそういった委託を業務委託した場合の年平均が実績で 5,988 万 9,000 円でした。指定管理者制度になって 5 ヶ年計画で結んでいるんですが、5 ヶ年の平均が 5,024 万 5,000 円ということで今、契約ができています。単年度でいきますと、964 万 4,000 円が指定管理者制度を活用することによってコストの縮減が図られているということに今なっています。

(委員)

そうすると、要望で遊具の増設とかありましたね。それはまた別なんですね、遊具を設置する費用は。

(伊勢建設事務所 事業推進室長)

管理ですので、運営といった部分に関するコストがそれなんですけど、新しく遊具の増設の要望とかに対しては、私も管理者が、先ほども言いましたように、B/C も考慮しながら増設等の検討は進めていくことになりますので、指定管理者とはまた別の話のことになります。

(委員)

そうすると、農薬散布とかにつきましては、きちんと県が適切な農薬管理をされているとかは確認されているわけですか。それとも指定管理者に全部お任せということで。

(伊勢建設事務所)

農薬散布等について県の基準は一定の基準がありますので、それは指定管理者と契約するときちゃんと伝えてありますし、農薬等の使用に関しては、地元の NPO とかの管理とかが厳しく、一応連携しながら進められていますので、第三者的な面でのチェックが機能しており、管理上問題ございません。

(委員)

県管理と旧の小俣町管理の何かと公園 2 つに分かれてませんでした。

(伊勢建設事務所)

大仏山公園に隣接して小俣町町営の運動公園が設置されています。公園の機能としては重複というようなことはなく、小俣町の特に運動公園は、トラック、陸上競技場の形で運動公園が設置されて、公園同士、園路でつながっておりますので、共存共栄という形でや

らしていただいております。

(委員)

それは従来どおりに今は伊勢市がその分は管理されておるということになりますか。

(伊勢建設事務所)

そうです。

(委員)

年額で964万円ぐらいのコスト縮減になったということで、ありがとうございます。

(委員長)

他に何かございませんでしょうか。

(委員)

別に意見とかじゃないんですが、いいこともすごくあると思うんです。農業とかそういう生き物が好きな私にとっては、こういう古墳群が残った自然体を県共に指定管理者が保護してくれて、周りの生態系が守られて、自然がいっぱい残ってくれるというのが私はすごくいいなと思いますので、これも本当に利用者が少なくなってきたから、草だらけで汚いということの無いように、きれいにいつも長い間、自然を守っていただけたら大変うれしく思います。

(伊勢建設事務所)

ありがとうございます。当公園の管理者だけでなく、地元の、具体的に言いますと、大仏山自然公園クラブという市民団体がありまして、特にこれは自然観察とかそういう作業をする中で、不法投棄の撤去作業をやっていただいておりますので、公園管理としましては地元の方々と協働という形でやらせていただいておりますものですから、これからも適切な管理に努めたいと思います。

(委員長)

特に無ければ、この辺で質疑を終えて、いったん休憩を挟んでといきたいのですが、よろしいでしょうか。

それでは、いったん休憩を挟みまして委員会意見をまとめますので、再開は16時45分後とさせていただきます。

(休憩)

(委員長)

では、委員会を再開いたします。

今しがた、意見書案を検討いたしましたので、今、読み上げます。

## 意見書

平成 22 年 9 月 10 日

三重県公共事業評価審査委員会

### 1 経 過

平成 22 年 9 月 10 日に開催した平成 22 年度第 1 回三重県公共事業評価審査委員会において、県より公園事業 2 箇所の審査依頼を受けた。

この事業に関して、担当職員から資料説明を受けるとともに、審査資料に基づき審査を行った。

### 2 意 見

審査対象事業に関して慎重な審査を行った結果、以下のような意見を委員会として取りまとめ、三重県知事に対して答申するものである。

#### (1) 公園事業 [県事業] 【事後評価対象事業】

505 番 亀山サンシャインパーク

506 番 大仏山公園

505 番については、平成 3 年度に事業着手し平成 16 年度に完了した事業である。

506 番については、昭和 55 年度に事業着手し平成 16 年度に完了した事業である。

審査を行った結果、事業の効果、今後の課題について、事後評価の妥当性を認める。

ただし、下記の意見を付するものである。

- 1 今後の都市公園事業の推進においては、防災機能を含めて県民が利用しやすいような取り組みを絶えず進められたい。
- 2 施設のバリアフリー化については、利用者の立場に立って絶えず改善する取り組みを進められたい。
- 3 アンケートにおいては、具体的な長所・短所を収集する努力を進められたい。
- 4 費用対効果の分析においては、マニュアルにとらわれず、現実に即した計算を行うこと。

以上が意見書です。

委員の皆さん、これでよろしいでしょうか。

(委員同意)

それでは、当意見書を持ちまして答申といたします。

なお、意見書につきましては、後ほど事務局から各委員に配付することにいたします。

(公共事業総合政策分野総括室長)

どうもありがとうございます。

(委員長)

それでは、引き続きまして、議事次第5番の再評価事業の事業概要説明に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

ただ今から、次回、審査を行う事業につきまして概要説明を行います。説明はお手元の資料7の青いインデックスがついた資料を用いて行います、再評価対象事業の下水道事業の2件、この資料を用いて事業主体が1事業あたり10分程度で説明いたしますので、委員の皆様におかれましては、次回の審議の際に補足してほしい説明や追加してほしいバックデータなどの資料、その他、ご興味を抱かれた事柄など、次回の説明につながるご意見、ご要望をお願いしたいと思います。

(委員長)

委員の皆さん、今の説明について何かご質問等ございませんでしょうか。

特に無いようですので、ただ今から事業説明に入りたいと思います。

それでは、担当の方、概要説明をお願いいたします。

## **(5) 再評価事業の事業概要説明**

### **3-1 下水道事業 中勢沿岸流域下水道事業（雲出川左岸処理区）**

(中勢流域下水道事務所 事業推進室長)

私、中勢流域下水道事務所事業推進室長の北田でございます。

ただ今から、中勢沿岸流域下水道事業（雲出川左岸処理区）の再評価についてご説明いたします。説明はお手元にあります事業評価概要資料の別紙1に沿いまして説明します。前方のスライドの画面につきましては、お配りいたしました資料と同じものを写させていただきます。では、すいませんが、座らせていただいております。

スライド又は資料2枚目をご覧ください。中勢沿岸流域下水道事業（雲出川左岸処理区）の対象地域は、三重県のほぼ中央に位置します。大きな図で説明しますと、配付資料の4ページ目をご覧ください。津市のおおむね岩田川周辺付近から南の南部地域でございます。市町村の合併前の名前と言いますと、旧津市と旧久居市、旧香良洲町の2市1町でございます。

事業着手の理由ですが、伊勢湾をはじめとする公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、下水道整備することを目的としております。今回、再評価を行った理由でございますが、平成19年度に再評価を受けた際、人口が減少とされている現状を踏

まえまして、計画を見直した後に速やかに再評価を行うことを条件に事業継続が了承されており、それを踏まえまして、平成 21 年度に全体計画の見直しを行い完了しましたので、本年度、三重県公共事業再評価実施要綱第 2 条の 4 に基づき再評価を行いました。

配付資料の 3 ページ目の行政人口推計と下水道計画の見直しを行った結果について説明します。行政人口ですが、今回の見直しにより、津市の人口が見直し前の平成 27 年の予測の 30 万 7,700 人から、見直し後の平成 37 年予測の 26 万 8,400 人となり、39,300 人の減少となりました。下水道計画の計画区域については、人口や区域周辺の新たな開発等の状況を踏まえまして、見直しを行い計画区域面積では見直し前の 3,888 h a から見直し後の 3,907 h a で、19 h a の増となっています。計画処理の人口は見直し前の 130,370 人から、見直し後の 119,300 人で、11,070 人の減となりました。日最大の計画汚水量は 95,368 m<sup>3</sup> から、71,216 m<sup>3</sup> で、24,152 m<sup>3</sup> 減となっております。

それでは、別紙を見ていただきまして、全体計画と事業進捗状況についてご説明いたします。まず、事業期間は昭和 56 年度から平成 55 年度です。事業費は県事業の幹線管渠やポンプ場、処理場の工事と、津市が関連して実施しています各家庭や事業所の汚水を集め幹線管渠へ導く面整備工事を合わせた額でございます。全体事業費は約 1,995 億円、その内、県事業は約 460 億円、市事業が約 1,535 億円です。残計画の全体事業費は約 1,000 億円で、内訳は県事業が約 123 億円、市事業 876 億円となります。進捗率は全体事業費で 49.9%、その内、県事業は 73.2%、市事業は 42.9% となっております。

事業の進捗状況でございますが、スライド又は資料 4 枚目をご覧ください。図面にある黒い線が幹線管渠の整備済み区間となっております、全体計画延長の 12.7 k m すべてが整備済みとなっております。ポンプ場は名称を「香良洲中継ポンプ場」といい、この施設についても、既に整備済みとなっております。終末処理場であります雲出川左岸浄化センターの整備状況ですが、平成 5 年 4 月に供用開始いたしまして、現在、全体計画処理能力 1 日あたり 71,320 m<sup>3</sup> の内、40,220 m<sup>3</sup> の汚水処理能力を有する施設が整備済みとなっております。残計画は 31,100 m<sup>3</sup> の汚水処理能力の整備となります。事業の面整備につきましては、計画区域 3,907.2 h a の内、整備済みのグレーの部分が 1,694.8 h a となっております。未整備区域は黄色で示してありますように、2,212.4 h a となっております。

次に、事業箇所の周辺の状況でございますが、周辺施設としましては、農業集落排水施設や合併浄化槽等が整備されています。周辺で継続中の公共事業は、当事務所が担当している中勢沿岸流域下水道事業の志登茂川処理区と松阪処理区、そして、市がこれら各処理区に関連し、流域関連の公共下水道事業を進めているところでございます。周辺の環境としましては、前回の再評価時にもありましたとおり、少子高齢化の影響により人口が減少傾向となっております。

次に、再評価の経緯でございますが、中勢沿岸流域下水道事業雲出川左岸処理区は昭和 56 年より事業着手しており、平成 10 年度に初回の事業再評価を実施し、その後、10 年を経過した平成 19 年度に第 2 回の事業再評価を実施しております。前回の答申いただいた内容につきましては、「現事業計画の見直しスケジュール、見直しの方針が確実に履行される

ことを条件に、事業継続を了承する。ただし、市町が策定する事業計画を流域別下水道整備総合計画及び事業計画に速やかに、かつ適切に反映されたい。」との意見をいただいております。

次に、費用効果の分析結果について説明いたします。スライド又は資料5枚目をご覧ください。費用効果分析を行うにあたりまして、(社団法人)日本下水道協会発行の「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)」に準拠して行っております。分析の期間は、県が流域下水道事業に着手しました昭和56年度から、津市の流域関連公共事業の整備完了予定の平成55年度の50年後である平成105年度までとしております。

それでは、費用効果分析の便益についてご説明申し上げます。便益として計上しました項目には3つありまして、1つ目は、周辺環境の改善効果として、悪臭、害虫防止のため水路に蓋を設置する費用や、水路を清掃する費用を計上し、2つ目は、居住環境の改善効果として、個人が浄化槽を設置される費用や維持管理する費用等を計上しています。3つ目は、公共用水域の水質保全効果として、伊勢湾の水質を保全することに対する住民の支払い意志額等を計上して算定しております。なお、当事業における便益比は、周辺環境の改善効果といたしまして、約1,383億円、居住環境の改善効果として約2,384億円、公共用水域の水質保全効果として約276億円となり、合計しますと約4,043億円と算定しております。

続いて、本分析で算定した費用について説明申し上げます。費用として計上した額は、処理場、管渠の建設費、それと分析対象期間で発生する改築費及びその維持管理費を算定しております。これから分析対象期間にかかる費用は、現在価値化した総費用で約2,377億円と算定しております。以上、算定しました便益と費用により、費用便益比のB/Cは1.70となりました。ご説明したとおり、この事業は公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図る目的に整備を日夜進めている中、今回、再評価の視点から評価いたしました結果、事業主体としましては妥当であると判断しており、本事業を継続いたしたいと考えております。

以上で概要説明を終わらせていただきます。失礼いたします。

(伊勢建設事務所 宮川下水道室工務課長)

続きまして、宮川流域下水道の説明をさせていただきます。私、伊勢建設事務所宮川下水道室工務課長の井上でございます。本来なら室長が説明をする予定でしたが、所用のため私が代わって説明させていただきます。

それでは、宮川流域下水道事業(宮川処理区)の再評価について、資料とスライドを用いましてご説明申し上げます。なお、スライドの内容につきましては、お手元の資料に付しておりますのでご覧ください。

座らせていただきます。

まず、スライドをご覧ください。宮川流域下水道事業(宮川処理区)の対象地域は、三重県のほぼ中央に位置する伊勢市、玉城町、明和町の1市2町でございます。それでは、

お手元にあります概要説明の資料別紙1に沿いましてご説明いたします。

事業着手の理由ですが、伊勢湾をはじめとする公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るために、下水道を整備することを目的としております。

次に、今回、再評価を行った理由でございます。平成19年度に再評価を受けた際に、「人口が減少すると言われていた現状を踏まえて、計画を見直した後に速やかに再評価を行うこと。」を条件に事業の継続が了承されております。その後、見直しを行い、平成21年度に全体計画の見直しが完了しましたので、今年度三重県公共事業再評価実施要綱第2条の4に基づき再評価を行いました。

それでは、今回見直した計画の概要についてご説明します。まず、行政人口です。今回の見直しにより、伊勢市、玉城町、明和町の合計が17万7,600人から15万6,800人と約2万1,000人減少しております。その結果を受けて、下水道計画について見直しを行っております。見直しにあたっては、計画区域についても人口減少に伴い、費用対効果や区域周辺の新たな開発等の状況も踏まえ見直しを行っております。その結果、計画区域面積は5,080haから4,674ha、計画処理人口は16万7,720人から13万9,830人、計画汚水量は日最大で101,710m<sup>3</sup>から75,359m<sup>3</sup>となりました。

それでは、全体計画についてご説明します。今回、審査していただく事業は宮川流域下水道事業です。この事業は、県が、幹線管渠の工事と処理場の工事を行っております。また、この事業に関連して、伊勢市、玉城町、明和町が各家庭や事業所の汚水を集め、幹線管渠に導く面整備の工事を行っております。このことで県市町の事業が一体となって効果が発揮されます。そのため、事業費は、県事業と市町事業を合わせた数字を上げさせていただいております。

また、後で説明いたします費用効果分析についても、県事業と市町の事業を合わせた費用で算出しておりますのでご注意願います。今回、全体事業計画の事業期間は平成10年度から平成69年度となっております。その事業費は約2,386億円です。その内、県の事業費は約847億円、市町の事業費は約1,539億円です。

事業の内容は、処理能力1日あたり75,600m<sup>3</sup>の処理場の整備と、管渠幹線46.7kmの整備となっております。なお、市町が整備する計画区域は4,674haとなっております。続きまして、事業の進捗状況と残計画でございます。スライド3をご覧ください。

すいません。修正があります五十鈴幹線と書いてありますが、これは五十鈴川幹線ということなので、訂正をお願いいたします。

スライドの黒い線は幹線管渠の整備済み区間となっており、赤色の線のところは未整備区間となっております。具体的な数字で申し上げますと、流域幹線の管渠延長は46.7kmの内、19.8kmが整備済み、残計画では26.9kmとなっております。終末処理場でありませ宮川浄化センターの整備状況につきましては、平成18年6月に供用を開始し、現在、全体処理能力1日あたり75,600m<sup>3</sup>の内、13,400m<sup>3</sup>の汚水処理能力を有する施設が整備済みとなっており、残計画では1日あたり、あと62,200m<sup>3</sup>の汚水処理能力の整備が必要となります。なお、市町事業の面整備は計画区域4,674haの内、グレーの部分1,384haが整備済

みで、黄色の部分 3,290 ha が未整備区域となっております。

それでは、概要書の資料 1 にもう一度お戻りください。残計画の全体の事業費は約 1,394 億円です。その内訳は県事業が約 451 億円、市町事業が約 943 億円となります。現在の進捗率は事業費ベースで全体では 41.6% となっております。その内、県の事業進捗は 46.7%、市町の事業進捗は 38.8% となっております。

次に、事業箇所周辺の状況でございます。周辺施設としては、農業集落排水施設や合併浄化槽等が整備されております。周辺で継続中の公共事業は、明和町が実施する農業集落排水事業があります。周辺の環境としましては、前回の再評価時にも指摘がありましており、少子高齢化の影響により人口が減少傾向となっております。

次に、再評価の経緯でございます。宮川流域下水道事業は平成 10 年度に事業を着手しており、事業開始 10 年後の平成 19 年度に初回の再評価を実施しております。前回の答申でいただいた内容につきましては、「現事業計画の見直しスケジュール、見直しの方針が確実に履行されることを条件に事業継続を了承する。ただし、市町が策定する事業計画を流域別下水道整備総合計画及び事業計画に速やかに、かつ適切に反映されたい。」とのご意見をいただいております。

費用効果分析についてご説明します。費用効果分析を行なうにあたっては、(社団法人)日本下水道協会発行の「下水道事業における費用効果分析マニュアル(案)」に準拠して行っております。分析は、伊勢市が下水道事業に着手した平成 2 年度から行っています。その期間は整備完了年に当たる平成 69 年の先、さらに 50 年後の平成 119 年度までとしております。

それでは、費用効果分析の便益についてご説明します。便益として計上しました項目は 3 つあります。1 つ目は、悪臭、害虫防止のため水路に蓋を設置する費用や、水路を広くする費用を周辺環境の改善効果とし、2 つ目は、個人が浄化槽を設置する費用や維持管理をする費用等を居住環境の改善効果、3 つ目は、伊勢湾の水質を保全することに対する住民の支払い意志額等を公共用水域の水質保全効果として算定をしております。なお、当事業における便益費は、周辺環境の改善効果として約 1,184 億円、居住環境の改善効果として約 1,481 億円、公共用水域の水質保全効果として約 253 億円となり、合計約 2,918 億円と算定しております。

続きまして、本分析で算定した費用についてご説明します。費用として計上した費用は、処理場、管渠の建設費、それと分析対象期間で発生する改築費及びその維持管理費を算定しております。これらの分析対象期間内にかかる費用は、現在価値化した総費用で約 2,432 億円と算定しております。以上、算定しました便益と費用により、B/C は 1.2 となりました。このように水質保全と生活環境の改善を図ることを目的に下水道整備を進めております。今回、再評価の視点から評価した結果、事業主体としましては妥当であると判断しており、本事業を継続したいと考えております。

以上で、概要説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

(委員長)

ありがとうございました。ただ今、ご説明のありました2つの事業について、委員の皆さん、次回の審議に向けて何かご意見、ご要望などはございませんでしょうか。

では、委員。

(委員)

雲出川の地図を出してもらっていいですか。周辺の環境が人口減少傾向になっているということだったんですが、この地図を見せてもらうと、北はどこまでがこのエリアになるんですかね。

(中勢流域下水道事務所 事業推進室長)

北はグレーと黄色い部分が処理面積です。

(委員)

これですよ。だから、ここまで下水道整備がされるんですよ。

(中勢流域下水道事務所 事業推進室長)

はい、そうでございます。

(委員)

これは岩田川ですか。

(中勢流域下水道事務所 事業推進室長)

岩田川でございます。名前を書くと分かりやすかったんでございますが。

(委員)

これはどこに境があるのでしょうか。というのは、この人口は確かに少なくなっているのですが、このエリアを見せてもらうと、一志のほうまで整備されていくのですか。

(中勢流域下水道事務所 事業推進室長)

そうです。

(委員)

このエリアというのは、例えば旧津市の橋南地区というのは、南が丘小学校とかは全校児童 890 人もいるように人口爆発しています。人口減少というよりは、逆に人口が爆発して、もっと下水道の処理能力を高めないといけないエリアもあれば、こちらは本当に人口減って、小学校自体がもうないという状態なんで、一概にここのエリアが減少傾向にエリ

アとしてはなっていますか。このエリアの人口がかなり増えてくるために、津の幹線のエリアの処理というか、整備というのはかなり必要になる。こっちは確かに人口が減少するというので、その大小関係みたいなのが出てくるんじゃないかということ、聞いていて感じた。その辺の人口が非常に分散してるエリアであり、現在も特に大きなエリアであるので下水道処理との関係はどうなっているのか

(中勢流域下水道事務所 事業推進室長)

人口は、今、委員が言われましたように、この地域、この地域というか、全体で出しておるんです。申し訳ございません。

(委員)

ですから、津幹線自体は多分、人口はかなり膨張エリアというか、人口はすごく増加しているエリアで、この中央幹線のほうにあるところがかなり人口が増加し、南部幹線になると人口が減少しているエリアなのかというのですが、その分散はわからないということですね。

(中勢流域下水道事務所 事業推進室長)

分らないです。

(委員)

分かりました。

(公共事業総合政策分野総括室長)

今度説明してもらって、どういう試算をしているか、その影響がどの程度なら、今回の整備へ影響あるなしとかいうのも考察していただければという指示ですね。

(委員)

そうです。減っているというイメージが、旧津市の中では今は無いので。

(委員長)

では、他に何かございませんでしょうか。特に無いようでしたら、事業の概要説明はこれで終わりにいたします。どうもありがとうございました。

では、次に議事次第6番のその他ですが、事務局、何かございますでしょうか。

## (6) その他

(公共事業運営室長)

その他ということで、次回の日程についてご報告をさせていただきます。次回は10月4日の月曜日、吉田山会館、お隣のお隣でございますが、吉田山会館で開催をする予定でございますので、お忙しいときは存じますが、ご出席をいただきますよう、お願いをいたします。

以上でございます。

(委員長)

はい、それでは、これで本日の議事を終了いたします。どうもありがとうございました。

## **(7) 閉会**

(公共事業運営室長)

ありがとうございました。